

〔決定〕株主配当年一割二分以上一時八五千円以上未換、場合六千五百円以上

(六)昇給に關する件 年二回一回五ヶ以上増給する事

〔決定〕年一回以上会社ノ適宜実行スル事

(七)公傷者ニ日給全額を支給スル事

〔共済金ヲ加へ日給全額ヲ支給スル事〕

(八)掃除夫に限り十時間勤務ナリ事

〔承認〕

(九)洗滌部組長及労働者各月給制度にする事

〔決定〕会社不適宜行フ事

(十)各部に欠勤者生じたる場合は其給料を作業者に分配する事

〔保留〕研究スル事

(十一)賃金二重制度を撤廃する事

〔承認〕撤廃スル事

(十二)解職手当を制定する事

(十三)退職手当

(十三)退職手当

〔決定案〕

一年以上解雇手当ノ四割	六〇日分
二三年以上	五ヶ
五年以上	六ヶ
二十年以上	七ヶ
二十五年以上	八ヶ
三十年以上	相当額

一年未満	六〇日分
一年以上	二日増
五年以上	三日増
十年以上	三日半増
十五年以上	四日増

一年未満	三十日分
一年以上	一日半増
五年以上	二日増
十年以上	二日半
十五年以上	四日増

但シ予告手当ヲ含メバ

一年以上解雇手当ノ四割	六〇日分
二三年以上	三ヶ月
五年以上	五ヶ月
二十年以上	七ヶ月
二十五年以上	八ヶ月